平成２２年（フ）第１９７号
鹿児島県姶良市加治木町反土27番地　ゆいタウン黒川住宅５棟201号
債務者　伊藤　孝則
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１９８号
鹿児島県姶良市加治木町反土27番地　ゆいタウン黒川住宅５棟201号
債務者　伊藤　真弓
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第２０２号
鹿児島県姶良郡湧水町川西1871番地２
債務者　米永　育美
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
秋田県雄勝郡羽後町西馬音内堀回字下岩本101番地25
債務者　平柳　　恵
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第６６７号
埼玉県越谷市東越谷７丁目56番地１第７新昇ハイツ103
債務者　中村　真澄
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１３１号
三重県伊勢市楠部町乙81番地６、住民票上の住所三重県伊勢市宮後２丁目22番25号
債務者　許斐　正継
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１４２号
岩手県北上市藤沢町17地割192番地　ハイ・オリーブ104号、住民票上の住所岩手県奥州市胆沢区若柳字下鹿合83番地
債務者　加藤　奈美
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１４６号
岩手県北上市二子町上野79番地35
債務者　渡邉　芳恵
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第６１０号
埼玉県三郷市栄２丁目36番地１　グランドソレーユＢＡＢＡ108
債務者　杉森　浩一
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６２３号
埼玉県三郷市鷹野１丁目329番地４
債務者　三上　雅人
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６５４号
埼玉県春日部市大衾197番地８
債務者　岩崎　陽子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６７３号
埼玉県草加市中根２丁目11番11号　コーポラス天野Ⅱ―202号、前住所埼玉県草加市弁天６丁目２番20―702号
債務者　千葉真理子（旧姓矢部）
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６７９号
埼玉県春日部市牛島874番地２
債務者　長柄　敏美
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２４９号
新潟県長岡市来迎寺3642番地
債務者　小野塚一巳
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２１６号
栃木県足利市藤本町111番地２
債務者　浦野　一美
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第３３０２号
横浜市港南区港南台９丁目10番20号　フェリース港南台203
債務者　鈴木　由佳
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３２１号
横浜市泉区新橋町599番地１　マイコーポ205
債務者　大島　俊之
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部